

発行者:**林隆一** 携帯 090-5677-3333

連絡先:〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県議会

TEL 073-432-4111

Prefectural government report Vol.13

ご挨拶

県議会議員として、現 在2期目でございます。

市議会議員の経験を 活かし、和歌山発展のた めに、これからも頑張っ て参ります。

経 歴

和歌山工業高等学校建築科卒業、和歌山県美容専門学校(現·IBW 美容専門学校)通信課程卒業 関西大学経済学部経済学科卒業、法政大学通信教育部文学部地理学科卒業

東京通信大学人間福祉学部人間福祉学科卒業

立命館大学大学院政策科学研究科博士前期課程修了(政策科学修士)

和歌山大学大学院システム工学研究科(都市計画研究)博士後期課程単位取得後満期退学

所属会
日本建築学会会員、日本不動産学会会員、社会福祉士会会員、日本ファイナンシャルプランナーズ協会会員

資格·特技

証券会社、外資系保険会社、会社役員、民間職業訓練機関講師業、和歌山市議会議員

社会福祉士、精神保健福祉士、キャリアコンサルタント、職業訓練指導員免許、教員専修免許(社会・公民) 証券一種外務員資格、ファイナンシャルプランナー、宅地建物取引士、管理業務主任者、測量士補 管理美容師、調理師、潜水士、スキューバダイビングインストラクター(PADI)、1級小型船舶操縦士 将棋六段(将棋普及指導員)、無人航空機操縦技能(JUIDA)

県議会所属委員会

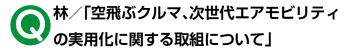
福祉環境委員会、人権・少子高齢化問題等対策特別委員会、予算特別委員会

和歌山県議会

令和6年6月定例会



-般質問

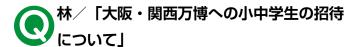


万博には間に合わないかもしれませんが、今後、 様々な用途での活用が期待される空飛ぶクルマの 実用化に向け、どのように県として取り組んでい くのか、知事にお伺いいたします。



岸本知事

県内で実証飛行を行っていただくと、この秋に も実証飛行を行う予定にしていただいており、今 後とも実用化に向けた取組は進めていきたいと考 えております。



県議会万博推進議員連盟役員の立場であり、万 博に対する思い入れは岸本知事と共有していると 思いますが、子供たちに万博を体験させる前に、 まずリスクを踏まえた上で、本当に招待するのか どうかの議論や、参加・不参加に関し小中学校へ の個別アンケート調査などが必要であると考えま すが、知事のお考えをお聞かせください。



岸本知事

参加の意向につきましては、まず議員御指摘の とおり、参加の意向についてアンケートを実施し たいと考えております。

林/「和歌山県内の私学高等学校の無償化 ついてし

大阪府が今年度から高校等の授業料を段階的に 無償化する制度についてですが、大阪府の子供た ちが家庭の経済的事情等にかかわらず、自由に学 校を選択できる機会を保障するため、高校等の授 業料の無償化を行っております。

この大阪府の無償化制度については、大阪府内 の学校だけではなく、大阪府民であれば、大阪府 以外の近隣府県の高校等で、同制度に参加した学校に通う生徒も無償になることになっております。

この制度は、和歌山県内で同じ高校に通っているのに、大阪府からの生徒は授業料が無償、和歌山県の生徒は有償という状況になってしまい、生徒間で教育費に格差が生じてしまうことはあってはならないと考えております。

和歌山県も段階的に授業料無償化を実現すべきではないか、知事にお伺いいたします。



岸本知事

現時点におきましては、財源の問題もさることながら、無償化を導入することによってどんな影響が出るのかということも慎重に検討すべきだと考えておりますので、私としては、大阪府と同様の制度を創設するということは現時点では考えておりません。



林/「県立中学校の学校給食について」

県立中学校内に衛生管理が整った配膳室の設置が必要となるが、そのためのスペースがないとの答弁を頂きましたが、県立中学校で学校給食の実施に向けて配膳室を設置できる方法を研究するため、市町村や学校給食を実施しているほかの都道府県立中高一貫校へ調査及び検証していくべきであると考えるが、そのことにつきまして知事のお考えをお伺いいたします。



岸本知事

議員の御指摘もありましたので、他の都道府県の学校給食を実施している中高一貫校や、県内の給食センターから給食を配達される学校を調査及び検証して、研究することについてはやりたいというふうに考えております。



林/「県営住宅の入居時における自治会へ の加入について」

自治会の加入について、入居する際に自治会に

関する説明をきちんと行い、入居者に理解していただくために、文書での確認等を含め、どのように説明を行っているのでしょうか。自治会の趣旨やその役割について、入居者が正確に理解した上で加入するためにも、サインを求めたり書面を交わすなど検討できないのでしょうか。県営住宅の入居時における自治会への加入について、県土整備部長にお伺いいたします。



県土整備部長

県営住宅への入居の際には、これまでも募集案内や住まいのしおり等を用い、団地自治会加入について説明しているところですが、趣旨や役割を分かりやすく書面にまとめ、引き続き丁寧に説明した上で、今後は署名を求めるなど、お互いの認識にそごが生じないような手法を検討してまいります。





林/「市町村の DX 化について」

視察に行った福島県では、行政 DX を進めるため、職員の意識改革のため研修の充実を図るとともに、デジタル技術を活用したペーパーレス化や、行政手続のオンライン化等を推進し、公務能力の向上や行政サービスの向上に取り組んでおりました。

今後、どのようにして和歌山県の市町村の DX を進めていかれるのか、総務部長お答えください。



市町村 DX、デジタルトランスフォーメーションの推進は重要です。

市町村職員が日常的に DX に関する課題や困り事について相談できるよろず相談事業を立ち上げ、ビジネスチャットツールを活用しながら、相互に助け合えるコミュニティーの形成に努めております。市町村における行政 DX 推進の機運醸成を強力に働きかけ、市町村が自律的に DX に取り組める体制を支援してまいります。

福祉環境委員会



全国的にツキノワグマやヒグマの人的被害が発生している。ツキノワグマが出没した際の和歌山県の対応はどうか、お答え下さい。



自然環境課長

紀伊半島のツキノワグマは、現在、鳥獣保護管理法で狩猟が禁止されている。街中にツキノワグマが出没した場合、和歌山県ツキノワグマ保護管理指針に従い、県、市町村、警察及び関係者が連携して対応している。対応方法については、ツキノワグマの行動や興奮度合い、緊急性などに応じて、追い払いや、捕獲檻による捕獲、麻酔銃による捕獲猟銃による捕獲などに決定していく。集合住宅地等へ出没し、急を要する場合は、警察官職務執行法第4条第1項によって人の生命、身体等の安全を確保するための措置として、警察官が地元猟友会の猟銃免許所有者に命じて、駆除できることとなっています。



和歌山県で、ツキノワグマが最近、何頭出たとか捕獲されたといったことはあるか、お答え下さい。



ツキノワグマで、今年度29件の目撃事例がある。



熊野古道などに出没した場合に観光客が減って しまうことはないのか、対策はどのように考えて いるのか、お答え下さい。



自然環境課長

現在、紀伊半島のツキノワグマは、法律で絶滅 危惧個体群として保護されている。しかし、近年、 目撃事例も増えている。今年度、紀伊半島の和歌 山県、奈良県、三重県が合同でツキノワグマの生 息調査を実施しているところである。

この調査結果をもって、紀伊半島のツキノワグマ生息数が国で定める保護、管理の基準を超えていれば、3県で協議し国に対して意見を申し入れていきたい。



林

毎日のようにクマの報道がされている状況を鑑みた場合、転ばぬ先の杖ではないが、人的被害が出てからでは遅いし、管理体制に入った方が良いと思っている。早期に国へ要望をしてもらいたい。



学童保育について重要だと考えているが、30 市町村ある中で学童保育についてどのように考え ているのか、お答え下さい。



こども未来課長

学童保育は子供の放課後の居場所として、とて も大事だと考えている。

小学校3年生くらいまでだが、地域によっては4年生以上の子供たちも過ごせる場所となっている。 県としては、子供の居場所が子供にとっていい場所になるように、職員の研修や施設整備のことなどを支援していきます。

和歌山市の状況であるが、去年までは待機児童がたくさんいたが、今年の4月から少し工夫して図書室

などを使えるようにして、待機児童を解消したとの報告を受けた。これに関しては、県としても和歌山市といろいろ話をして待機児童解消に向けて協議を行っていた。時間延長の話については、保護者からもニーズを確認しているが、市町村において人員の確保など難しいところもあり、対応しきれていないのが現実である。「こどもまんなか社会」の実現に向けて、放課後の居場所として、学童保育以外でも子供の居場所を充実させていきたいと考えています。



尾花和歌山市長は一生懸命にされているという 認識はあります。

県としては、和歌山市に限らず、これからも一 生懸命にやってもらいたいと思います。





続いて、医大における診察までの待ち時間や診察後の会計までの待ち時間の短縮について、待ち時間が長いという意見もあるが、その状況はどうなっているのかお答え下さい。



県立医科大学事務局次長

診察の待ち時間について、具体的な時間は把握 していないが、毎年行っている患者の満足度調査 によれば、約3割が待ち時間に不満がある状況で あり、短縮を検討していきたいと考えています。

予約のあり方については、午前と午後の振り分けを検討して見直す部分があると考えて

います。また、待ち時間の有効活用として、院内 Wi-Fi サービスを提供しており、スマートフォ

ンをお持ちの方であれば、待つ間、動画を視聴できるようになっているほか、外来アプリを導入しており、自分の受付番号が何番目かを確認でき、待っている間に用事を済ますことができるように取り組んでいるところであります。



アプリを導入するのは非常に良いことだと思うが、アプリや院内 Wi-Fi があること自体を知らない人が多い。県民や患者の方々に分かるような広報をしてもらいたいと思うが、どうか。



県立医科大学事務局次長

アプリの周知は、総合窓口のディスプレイへの表示やポスター掲示などで行っているが、周知をもっと強化すべきと考えており、外来アプリについてはパンフレットを作成し、効果的に配布することにより、周知していければと考えている。

また、クレジットカード支払いについては、令和5年1月から会計後払いシステムを導入している。こちらはお手持ちのスマートフォンにアプリをダウンロードして、事前にクレジットカードを登録すると、診療の当日はそのまま帰宅し、その日の夜、決済するというもので、病院で支払いを待たなくてよいという仕組みを導入しているところである。



それも広報が足りないのではないかと思われる。患者の方々に対して、周知できていないのではないか。会計窓口で患者の方々に対して、後払いの説明をしていないのではないかと感じるので、周知を徹底してもらいたいと思います。

あなたのご意見・ご要望を お聞かせ下さい!

090-5677-3333 r-hayashi@liberty1.co.jp (林まで)